

三重ぐるり MIEGURURI

「三重ぐるり」のコーナーでは、毎号テーマを設け、そのテーマに沿った三重県内の市民活動団体を紹介しています。今月号のテーマは「人権」。人権に関わる活動をしている団体を、県内の市民活動センターから紹介していただきました。

憲法9条を守る会 in いなべ

情報提供：みえきた市民活動センター

〒511-0415 いなべ市北勢町東貝野 1350-1 安田喜正 ☎0594-72-2877



合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」本番

憲法9条を守る会 in いなべは、戦争のない平和な国づくりを目指すことを目的に戦争体験談や講演会、映画上映会などの人権擁護・啓発活動を行っています。

昨年8月には、設立10周年記念行事・合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」を開催し、観客スタッフ合わせて800人以上が集まりました。1月から準備をはじめ、4月に原作者の小出さんを訪ね、「この歌は子どもを中心に、学習しながら歌ってください」とお話を聞き、また練習場所に「あじさいの家」という障がい者施設を借りたことから、いなべでは「子どもを中心に障がい者も含めた歌う会」となりました。日本国憲法は国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重を謳い、平和で豊かな国を国民が力を合わせ作ろうと掲げられています。このぞう列車を歌う会は「一人ひとりが団員。色んな考えを持っているが、互いに相手を尊重し、力を合わせ築く」という思いで作られ育っていきました。

興味のある方はご一報ください。

先の戦争での悲惨な体験を二度と繰り返すまいと誓い、守ってきた平和憲法です。共に学び合い、平和について考えましょう。

津市障がい者相談支援センター

情報提供：津市市民活動センター

〒514-0027 津市大門 7-15 津センターパレス 3階 ☎059-272-4554 ✉tsu-soudan@true.ocn.ne.jp



津市障がい者相談支援センターは、障がいがある方が地域で自立した生活を送り社会参加ができるための、生活・福祉・就労などについての相談窓口です。

また、当センターでは障がい者虐待防止センターも併設しております。障がいがある方が家庭や施設、職場などで①身体的虐待②経済的虐待③心理的虐待④性的虐待⑤ネグレクトなど、虐待ではないかと疑われる行為や状態を見つけたらご連絡をください。皆さんの協力が、障がい者の皆さんを虐待から守り人権を擁護できます。

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行され、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められました。この法律では、障がいを理由とする「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

当センターにおいては、地域における障がい者への理解を啓発しながら、偏見や人権侵害をなくすための活動を続けていきたいと考えています。

相談方法は、電話・来所・訪問・メール等でもお受けいたします。

相談方法は、①電話相談②来所相談③訪問相談④EメールやFAXでの相談をお受けしております。相談における個人の情報や秘密は、相談や支援の目的以外には使用いたしませんので、ご安心ください。

自死遺族サポート ガーベラ会

情報提供：松阪市市民活動センター

☎ 090-9182-9918 (松下さん) ✉ mie.gabera@gmail.com 🌐 https://www.miegabera.jp/



県内で年間約 400 人が自死で亡くなっていることをご存じですか。そして、その遺族は 1 人の自死の約 5 倍になります。自死遺族の中にはつらく、悲しい思いを周囲に語ることができず、社会的に、また家族の中からも孤立してしまう人がたくさんいます。自死遺族自らが「心に抱える思いを安全な環境で、安心して語れる場が必要ではないか」という思いから、立ち上げたのが「ガーベラ会」です。大切な人を自死で亡くされた方のサポートを目的にさまざまな活動をしています。メインは、月 1 回、松阪・津・地域を中心に自死遺族を対象にした「わかちあいの会」です。他にも追悼法要、自死遺族やその家族、自殺防止対策の活動を行っている団体や個人を対象にした交流会等を開催したり、「遺族が一人でも増えないように」との思いから、講演会などを通して、自殺防止の啓発活動にも取り組んでいます。

まずはメールか電話でお問合せください。

「わかちあいの会」は毎月第 1 土曜の午後で開催しています。自死遺族同士が集まり、大切な人を突然亡くした悲しみや想いを安心して語り合える場所です。場所などの詳細は、ホームページをご覧ください。

NPO法が一部改正されます ～平成 29 年 4 月 1 日施行～

法人制度に関する変更

- ① 認証申請の縦覧期間が現行の 2 か月から 1 か月へと短縮されます。
- ② 貸借対照表の公告が必要になります。(施行：公布の日から起算して 2 年 6 か月以内)
前事業年度の貸借対照表の作成後、次の①～④の方法のうち定款で定める方法により公告しなければならなくなるため、次のうち①以外を選択する NPO 法人で定款の変更手続きが必要

公告方法 ①官報に掲載する方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告(ホームページ)
④公衆の見やすい場所に掲示する方法 (電子公告は内閣府ポータルサイトも含む)

これに関連して、現行では毎事業年度必要である資産総額の法務局への登記が不要になります。

- ③ 内閣府ポータルサイトにおける情報提供が拡大されます。
- ④ 事業報告書等を備え置く期間が延長されます。
NPO 法人が事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されるとともに、所轄庁において閲覧・謄写できる事業報告書等書類が、現行の「過去 3 年間に NPO 法人から提出を受けたもの」から「過去 5 年間に NPO 法人から提出を受けたもの」に拡大されます。

認定NPO法人・仮認定NPO法人・三重県指定NPO法人に関する変更

1. 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出が不要となります。
事前提出に代わり、送金等の金額にかかわらず毎事業年度 1 回の事後提出となります。
2. 役員報酬規程等を備え置く期間が延長されます。
事業報告書等を備え置く期間の延長と同様に延長されます。所轄庁において閲覧・謄写できる役員報酬規程等書類についても同じく延長されます。
3. 「仮認定」NPO 法人の名称が「特例認定」NPO 法人に改められます。

HP 「NPO法の改正情報(平成 28 年 NPO法の改正について)」
<http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/>
問い合わせ先 三重県男女共同参画・NPO課NPO班
電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984 メールアドレス: seiknpo@pref.mie.jp

